三　相関係数（R）$=0.12\times\dfrac{1-EXP(-50\times PD)}{1-EXP(-50)}+0.24\times\left\{1-\dfrac{1-EXP(-50\times PD)}{1-EXP(-50)}\right\}$

EXP（x）は、自然対数の底をx乗した値（以下同じ。）

四　マチュリティ調整（b）$=\{0.11852-0.05478\times\log(PD)\}^2$

log（x）は、自然対数を指す（以下同じ。）

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、中堅中小企業向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。

相関係数（R）$=0.12\times\dfrac{1-EXP(-50\times PD)}{1-EXP(-50)}+0.24\times\left\{1-\dfrac{1-EXP(-50\times PD)}{1-EXP(-50)}\right\}$
$-0.04\times\left\{1-\dfrac{(S-5)}{45}\right\}$

Sは、当該事業法人の売上高（第一条第五十一号ただし書に定める場合は総資産）（単位：億円）。ただし、五億円に満たない場合には、五億円として算出する。

3　内部格付手法採用最終指定親会社は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計について第百九十一条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該内部格付手法採用最終指定親会社が付与する格付（以下「内部格付」という。）を次の表に定めるリスク・ウェイトに対応したスロッティング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EAD）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十九号ロただし書に定めるところにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについては五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについては七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

区分	優	良	可	弱い	デフォルト
リスク・ウェイト（パーセント）	七十	九十	百十五	二百五十	零

4　第一項の規定にかかわらず、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの信用リスク・アセットの額は、同項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いて算出した額とする。

相関係数（R）$=0.12\times\dfrac{1-EXP(-50\times PD)}{1-EXP(-50)}+0.3\times\left\{1-\dfrac{1-EXP(-50\times PD)}{1-EXP(-50)}\right\}$

5　内部格付手法採用最終指定親会社は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第百九十一条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に定めるリスク・ウェイトに対応したスロッティング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EAD）にリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについては七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについては九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

区分	優	良	可	弱い	デフォルト
リスク・ウェイト（パーセント）	九十五	百二十	百四十	二百五十	零

6　第百十二条の規定は、前各項の規定により信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と、「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

7　第百十四条の規定は、前各項の規定により信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「第百十二条」とあるのは「第百二十九条第六項において準用する第百十二条」と、「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と、「「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」」とあるのは「控除することができる」」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

（事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い）

第百三十条　前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合（基礎的内部格付手法採用最終指定親会社の場合は、第九十八条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものが提供するものに限る。）は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

2　先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブを勘案したPD又はLGDのいずれかを適用することができる。

3　第一項の場合において、内部格付手法採用最終指定親会社は、被保証債権又は原債権の債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者により完全に代替されないときは、同項に規定する保証又はクレジット・デリバティブのリスク・ウェイトの算出において、保証人又はプロテクション提供者の債務者格付に対応するPDに代えて、保証人又はプロテクション提供者の債務者格付と被保証債権又は原債権の債務者の債務者格付の間に位置する債務者格付に相当するPDを用いなければならない。